

上尾市コミュニティセンター管理規則等の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和 8 年 1 月 22 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 4 号

上尾市コミュニティセンター管理規則等の一部を改正する規則  
(上尾市コミュニティセンター管理規則の一部改正)

第 1 条 上尾市コミュニティセンター管理規則（昭和 58 年上尾市規則第 1  
4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中「印」を削る。

(イコス上尾管理規則の一部改正)

第 2 条 イコス上尾管理規則（平成 15 年上尾市規則第 5 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

## 第3号様式（第2条関係）

## イコス上尾利用許可書

年　月　日										
様										
<u>事務所所在地</u> <u>団体名</u> <u>住所</u> <u>氏名</u> TEL ( )										
上記の者から申請のあったイコス上尾の利用については、次のとおり許可します。										
指定管理者										
催し物の 名称及び 内 容								予定 人員	市 民	人
									市民以外	人
施設名	年月日	曜日	時間	午前	午後	夜間	全日	割増料	減額料	計
附 属 設 備	利用する( ) 利用しない									
利用料金合計										
増減又は 減額の理由										
利 用 の 条 件										
備 考									上記の金額を領収しました。 領収印	

注 太線枠内のみ記入してください。

## 第4号様式（第2条関係）

## イコス上尾利用変更許可書

年　月　日									
様									
<u>事務所所在地</u> <u>団体名</u> <u>住所</u> <u>氏名</u> TEL ( )									
上記の者から申請のあったイコス上尾の利用変更については、次のとおり許可します。									
指定管理者									
催し物の 名称及び 内 容								予定 人員	市 民 人
									市民以外 人
変更内容	当 初 申 請 番 号 日時の変更 (第 号) 施設の変更							既納利用料金 円	
	施設名	年月日	曜日	時間	午前	午後	夜間	全日	割増料
	・	・							
	・	・							
	・	・							
附属設備	利用する( ) 利用しない								
利用料金合計									
利 用 料 金	既納利用料金			変更後の利用料金				納付利用料金	
備 考	割 増 減 免 利 用 条 件								
附 属 設 备								上記の金額を領収しました。 領収印	

注 太線枠内のみ記入してください。

(上尾市文化センター管理規則の一部改正)

第3条 上尾市文化センター管理規則（平成15年上尾市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。